

入札及び契約手続における押印等の見直しについて

この度、入札及び契約手続における押印等の見直しを行い、令和3年1月1日以降の調達案件から、下記のとおり運用を開始しておりますので、お知らせします。

記

1 入札及び契約手続のオンライン化について

「電子調達システム(政府電子調達:GEPS)」、「電子入札システム」及び「電子契約システム」を利用することで、電子入札、電子契約が可能となっておりますので、積極的にご利用ください。

2 事業者におけるオンライン手続が困難な場合の書面手続について

以下のとおり、押印を省略することができます。なお、押印を省略しない場合は、従前通りの取扱いとなります。

(1) 押印を省略できる書類

- ① 請書(建設工事に係るものを除く)
- ② 見積書
- ③ 請求書

④ その他入札及び契約手続において事業者から提出いただく書類

※ 契約書及び建設工事に係る請書は、法令により押印が求められているため、押印を省略することはできません。また、契約締結に関する事項を含む委任状については、契約書と同じ扱いとなりますので、押印を省略することはできません。

(2) 押印省略する場合の記載事項

押印を省略する場合は、提出する書類に『責任者及び担当者の氏名及び連絡先』を必ず記載してください。なお、当該書類の真正性を確認するため、記載して頂いた連絡先に発注者からご連絡し、在籍の確認をさせていただきます。

3 発注者から事業者等に対して交付する書面の押印省略について

発注者から事業者等に対して交付する書面については、法令等において今後も押印が必要なものを除き、国の会計機関の使用する公印(以下、「会計機関印」という。)の押印は行わないものとします。

なお、会計機関印の押印を行わずに事業者等に対して交付する書面には、責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載しますので、事業者等は、必要に応じ、電話又は電子メール等によりその書面の真正性を確認することができます。

その他ご不明な点等につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

【本件に関する連絡先】

東北地方整備局 釜石港湾事務所 品質管理課 品質管理係
電話：0193-22-9114(ダイヤルイン)